**大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書**

**令和元年７月**

**大阪府指定出資法人評価等審議会**

**大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書**

**目　　　　次**

１　再点検の経緯・視点

２　再点検結果

３　別紙資料（再点検による審議会意見）

**【参考資料】**

・指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

・大阪府指定出資法人評価等審議会　委員名簿

**１　再点検の経緯・視点**

　（１）今回の再点検の経緯等

　大阪府指定出資法人への人的関与の再点検については、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることが想定されることから、当審議会において、一定の期間（概ね３年間）ごとに、人的関与の継続の要否を確認しており、平成28年7月には、府が関与する16法人23ポストについての再点検に関する意見書をとりまとめた。今回の再点検については、前回再点検の時期より、概ね３年が経過したことから、前回審議会意見書を踏まえ、再度の点検を実施するものである。

**【今回再点検の経過】**

**第１回（令和元年６月１１日）**

* 個別審議・一括審議ポストの仕分けについて審議

**第２回（令和元年６月２０日）**

* 個別審議ポストの法人所管部局に対するヒアリング・質疑（２法人３ポスト）

**第３回（令和元年６月２５日）**

* 個別審議ポストの法人所管部局に対するヒアリング・質疑（３法人３ポスト）

**第４回（令和元年７月１６日）**

* 審議会意見のとりまとめに向けた審議

**第５回（令和元年７月３０日）**

* 「大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書」の成案に係る審議

　（２）再点検の視点

再点検にあたっては、「法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど、法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民目線により必要性の検討を行う」という、これまでの再点検の視点により審議を行った。

　　　　　また、ヒアリングにあたっては、法人としての「取り組むべき課題の重要性」及び「法人課題と対象役員の職務との関連性」を中心に、「府の人的関与の必要性」について慎重に検討を行い、最終的に以下のとおり、審議会として意見をとりまとめたところである。

**２　再点検の結果**

前述の視点に立ち、対象である１６法人２３ポストについて再点検を行った結果は、次のとおりである。

1. 人的関与の必要性が認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる）としたものは、１４ポスト
2. 人的関与の必要性が条件付きで認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる）としたものは、５ポスト
3. 人的関与の必要性が認められない（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき）としたものは、該当なし
4. 法人統合予定のため、審議を保留としたものは、４ポスト

　　※再点検による個別ポストごとの審議会意見については、別添資料を参照

　今回の再点検は、前回の点検から３年を経過して実施したが、これまでの複数回にわたる審議会意見を踏まえ、府としても適切にポストの見直しが行われてきたことから、結果として、新たに「人的関与の必要性が条件付きで認められる」としたものは１ポスト（大阪府道路公社）であり、「人的関与の必要性が認められない」としたポストはなかった。

　しかしながら、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、今後とも、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることも予想されることから、引き続き、概ね３年が経過するごとに人的関与の継続の要否について点検していくことが必要と考える。ただし、法人を取り巻く状況に変化が生じたり、審議会意見の内容に進捗があったりした場合には、随時に人的関与の再点検を行うことが必要である。また、府においては、指定出資法人の経営評価等を通じて、常日頃から適切に法人の経営状況を把握し、指導・調整を講じていくべきであると考える。

　なお、（公財）大阪府都市整備推進センター、及び、（一財）大阪府タウン管理財団については、統合が予定されていることから、今回は再点検の対象としなかったが、統合後の役員体制が定まり次第速やかに点検を実施する。